

船舶事故調査報告書

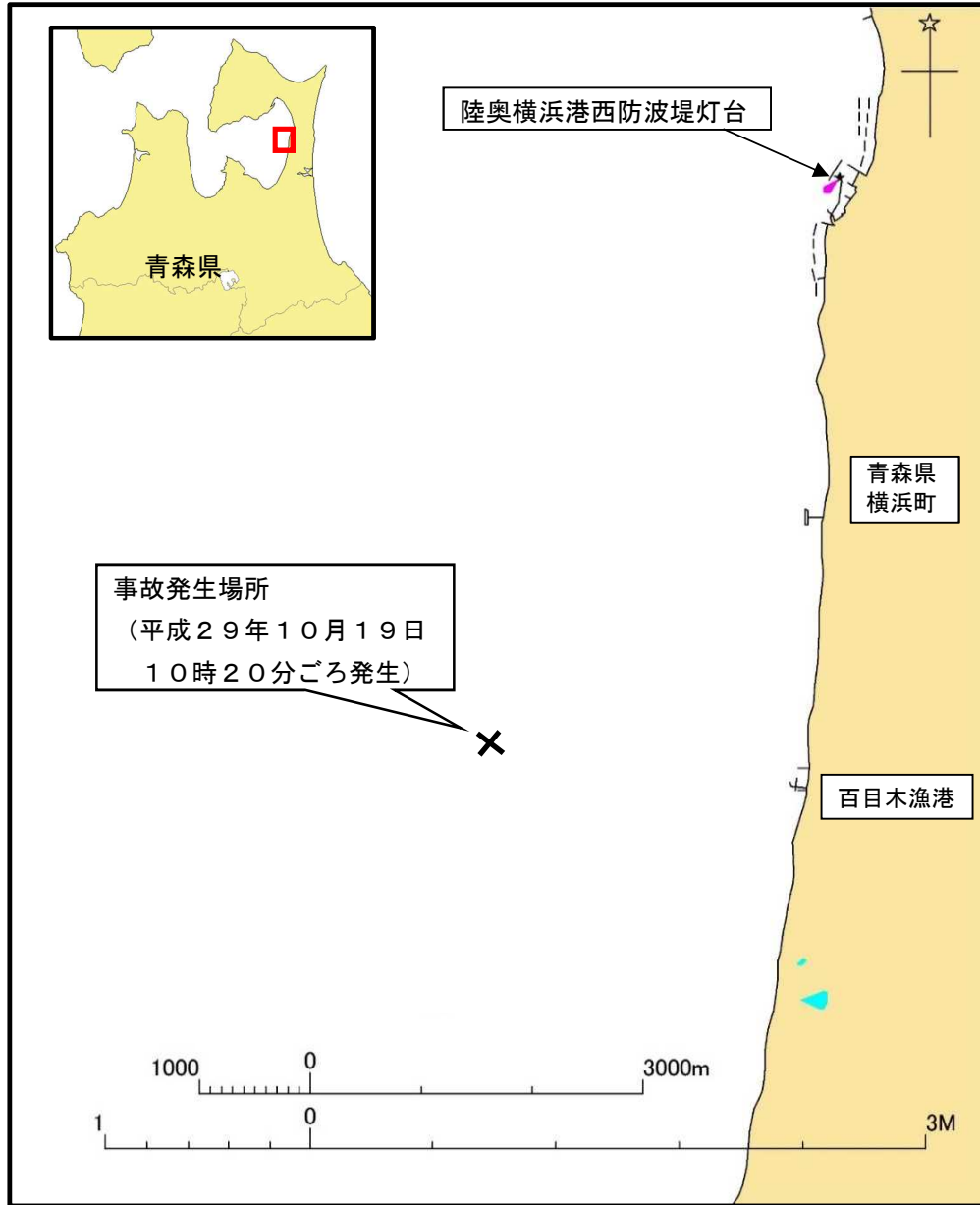
平成30年2月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年10月19日 10時20分ごろ
発生場所	青森県横浜町 ^{どめき} 百目木漁港西北西方沖 陸奥横浜港西防波堤灯台から真方位211° 3.3海里（M）付近 （概位 北緯41° 02.4′ 東経141° 12.3′）
事故の概要	漁船第五 ^{ふじ} 藤丸は、ほたて養殖漁の作業中、甲板員1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成29年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五藤丸、4.6トン AM3-35563（漁船登録番号）、個人所有 11.96m（Lr）×2.90m×1.18m、FRP ディーゼル機関、302kW（漁船登録票による）、平成3年8月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月27日 免許証交付日 平成28年1月20日 （平成33年6月26日まで有効） 甲板員A 女性 58歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員A（船長の家族）ほか甲板員4人が乗り組み、平成29年10月19日07時30分ごろ、ほたて貝の稚貝を入れた‘籠（以下「稚貝籠」という。）を養殖施設の幹縄に ^{つる} 吊す作業’（以下「籠付け作業」という。）の目的で、百目木漁港西北西方沖のほたて養殖施設に向けて同漁港を出港した。 本船は、養殖施設に到着し、船首を西方に向けて停船し、東西方向

	<p>に張られた養殖施設の幹網を右舷船尾の船縁に設置された油圧駆動のてぼよけローラと称されるローラに掛けた。</p> <p>船長は、右舷船尾でローラの正逆転のレバー操作及び籠付け作業に当たり、甲板員Aを操舵室右方にある通路の船首側での籠付け作業及び浮玉の幹縄への取付け作業に、他の甲板員4人を2人ずつ前部甲板及び後部甲板の中央部で稚貝籠に稚貝を入れる作業にそれぞれ配置し、ローラで船首方向に本船を移動させながら作業を開始した。</p> <p>甲板員Aは、幹縄に取り付ける浮玉が手元付近になくなったので船首部にある浮玉を取りに行き、浮玉を抱えて持ち場付近に戻り、10時10分ごろ、右舷通路の船首側の甲板に置かれていた稚貝籠（以下「本件籠」という。）を跨いで越えようとしたところ、本件籠の網部（化学繊維製）の上に右足のかかとうが乗って滑り、転倒して左足がブルワーク下端付近に引っ掛かり、左足膝を甲板に打ち付けた。</p> <p>本船は、船長が、ふと船首側を見たところ、転倒して痛がっている甲板員Aに気付き、他の甲板員と共に甲板員Aを前部甲板中央付近に移し、籠付け作業を途中で終わらせた後、帰港した。</p> <p>甲板員Aは、船長に連れられて一旦、自宅へ帰ったが、痛みが治まらないので、船長が救急車を要請し、市内の病院に搬送され、左膝ACL付着部剝離骨折と診断され、入院した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 乗組員配置図、写真1 右舷側、写真2 左舷側、写真3 前部甲板、写真4 後部甲板、写真5 甲板員Aの位置 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、本船での養殖作業の手伝いの経験が約30年あり、籠付け作業及び浮玉の取付け作業の経験が約3～4年であった。</p> <p>甲板員Aは、船首部から持ち場の右舷通路に歩いて戻った際、抱えていた浮玉で足下が見えなかったが、足下付近に本件籠があることを知っており、跨いで越えられと思ったものの、右足のかかとうが本件籠の網部に乗ってしまったと思った。</p> <p>船長は、本件籠が新品であったので滑り易かったと思った。</p> <p>甲板員Aは、本件籠を片付けておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、カッパのズボンを履き、長靴を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、百目木漁港西北西方沖において、ほたて養殖施設での籠付け作業中、甲板員Aが、船首部から浮玉を抱えて右舷通路付近の持ち場に歩いて戻って来た際、同通路の船首側の甲板に本件籠が置かれていたので本件籠を跨いだところ、本件籠の網部に右足のかかとうが乗っ</p>

	<p>たことから、右足が滑り、転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、持っていた浮玉で足下が見えなかったものの、本件籠を跨いで越えられると思い、本件網に右足を乗せてしまったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、百目木漁港西北西方沖において、ほたて養殖施設での籠付け作業中、甲板員Aが、船首部から浮玉を抱えて持ち場の右舷通路付近まで歩いて戻って来た際、同通路の船首側の甲板に本件籠が置かれたので本件籠を跨いだところ、本件籠の網部に右足のかかどが乗ったため、右足が滑り、転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業をする際は、足下を片付ける等して安全な通路を確保し、歩く際は足下に十分注意すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 乗組員配置図

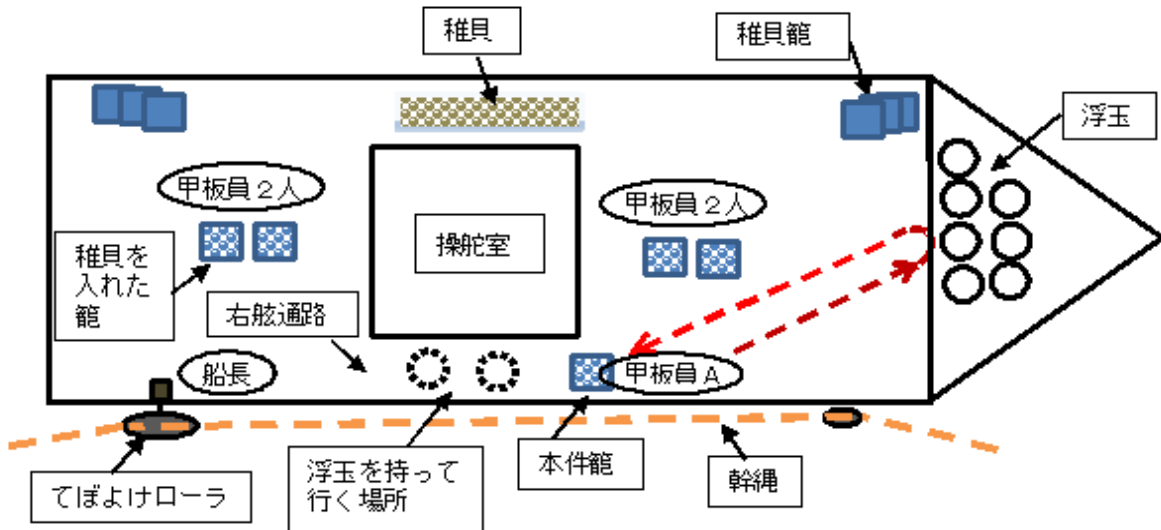


写真1 右舷側



写真2 左舷側



写真3 前部甲板



写真4 後部甲板



写真5 甲板員Aの位置

